

室蘭市土地建物安全安心改修資金融資規則

平成17年3月31日

規則第15号

改正 平成17年5月31日規則第26号

改正 平成25年3月22日規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、土地及び建物に関し、崩壊等による被害の発生を防止する等のための改修工事に係る資金の融資を行うことにより、市民の居住環境の向上に資するとともに、安全安心のまちづくりに寄与することを目的とする。

(融資の対象となる土地等)

第2条 融資の対象となる土地は、市内に存する宅地とする。ただし、次項に掲げる建物以外の建物が現に存している宅地を除く。

2 融資の対象となる建物は、市内に存する建物であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 住宅（併用住宅にあつては居住の用に供する部分の面積が床面積の合計の2分の1を超えるものに限る。）
- (2) 住宅に附属する別棟の建物

(融資の対象工事)

第3条 融資の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事とする。

- (1) 土地又は建物の崩壊等により自己又は他者に被害を及ぼすことを防止するために実施する工事
- (2) 土地又は建物に関し、関係法令等に基づく行政指導、命令等を遵守するために実施する工事
- (3) 自然災害により被災した土地又は建物を復旧するために実施する工事
- (4) 前3号に定めるもののほか、安全安心のまちづくりに寄与すると市長が認める工事

(融資の対象者等)

第4条 融資を受けることができる者は、対象工事を実施する土地又は建物の所有者等（所有者及び占有者その他の当該土地又は建物を管理すべき者であつて、法人でないものをいう。）であつて、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 満20歳以上であること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 償還能力を有していること。
- (4) 原則として市長が別に定める金融機関（以下「取扱金融機関」という。）が指定する保証機関の

保証を受けることが可能なこと。

(5) 融資を受けようとする取扱金融機関の営業区域内に住所を有していること。

2 この規則による融資は、1回限りとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(融資の方法)

第5条 融資は、市長のあっせんにより、取扱金融機関が行うものとする。

(預託)

第6条 市長は、融資の資金として、毎年度予算で定める範囲内の額を取扱金融機関に預託するものとする。

(融資枠の設定)

第7条 前条の規定により預託を受けた取扱金融機関は、当該預託を受けた額に市長が定める割合を乗じて得た額の融資枠を設定するものとする。

(融資の対象費用及び限度額)

第8条 融資の対象費用は、次に掲げる費用とする。ただし、国、他の地方公共団体等から当該費用を対象とした助成金等の交付を受けている場合にあつては、次に掲げる費用の額から当該助成金等の額を控除して得た額を対象費用とする。

(1) 対象工事に要する費用

(2) 取扱金融機関による融資の手續等に要する費用

2 融資の限度額は、融資1件につき300万円とする。

(償還期間及び償還方法)

第9条 融資を受けた資金の償還期間は、融資を受けた月の翌月から10年以内とする。

2 融資を受けた資金の償還方法は、融資を受けた月の翌月からの割賦償還とし、次に掲げるもののうち取扱金融機関が定めるものとする。ただし、取扱金融機関が定めるところにより繰上償還をすることができる。

(1) 毎月の元利均等払い

(2) 毎月の元金均等払い

(3) 前2号に定める支払い方法に特定の月の元利金等払い又は元金均等払いを併用する方法

(融資の利率)

第10条 融資の利率は、年3パーセント以内とし、別に定める基準により決定するものとする。

(保証等)

第11条 融資を受ける者は、原則として取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けなければならないものとする。

2 不動産担保又は連帯保証人は、不要とする。ただし、取扱金融機関が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(融資あっせんの申込み)

第12条 融資を受けようとする者は、当該融資のあっせんを市長に申し込まなければならない。

(あっせんの決定)

第13条 市長は、前条に規定する申込みがあった場合において、融資のあっせんをすることを決定したときは、その旨を当該申込者に通知するものとする。

(融資の申込み等)

第14条 融資のあっせんの決定を受けた者は、取扱金融機関に対し、当該取扱金融機関の定める手続により融資の申込みを行うものとする。

2 前項の融資の申込みを受けた取扱金融機関は、融資の可否を決定し、その結果を市長及び当該申込者に通知するものとする。

(工事着手の制限)

第15条 融資に係る工事は、前条第2項の融資の決定(以下「融資決定」という。)の通知を受けた後でなければ着手してはならない。

(工事完了の届出等)

第16条 融資決定を受けた者は、当該融資に係る工事が完了したときは、その旨を市長に届け出て、検査を受けなければならない。

(工事完了の確認)

第17条 市長は、前条の検査の結果、当該融資に係る工事が適正に完了していることを確認したときは、その旨を当該融資決定を受けた者及び取扱金融機関に通知するものとする。

(契約の締結等)

第18条 融資決定を受けた者及び取扱金融機関は、前条に規定する通知があったときは、速やかに当該融資に係る金銭消費貸借契約を締結しなければならない。

2 融資は、前項の契約を締結した日の属する年度内に行わなければならない。

(融資の取消等)

第19条 市長は、融資を受けた者が、この規則に違反したと認めるときは、取扱金融機関と協議して融資を取り消す等必要な措置を講ずることができる。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、様式その他融資に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(室蘭市老人居室等整備資金貸付規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 室蘭市老人居室等整備資金貸付規則(昭和52年規則第21号)

(2) 室蘭市中心身障害者居室等整備資金貸付規則(平成5年規則第7号)

(3) 室蘭市住宅及び宅地工事資金貸付規則(昭和53年規則第13号)

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる規則の規定により貸付けされている各資金については、なお従前の例による。

附 則(平成17年5月31日規則第26号)

この規則は、交付の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の室蘭市住まい・らくらくリフォーム資金融資規則の規定により貸付けされている資金(附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる各資金を含む。)については、なお従前の例による。